

経営体育成支援事業費補助金取扱要領

第1 通則

経営体育成支援事業の交付に関しては、経営体育成支援事業費補助金交付要綱（平成25年3月27日付け農共第581号経済産業部長通知）、経営体育成支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知）及びこの取扱要領の定めるところによる。

第2 目的及び事業の実施等

本事業の目的及び事業の内容は、経営体育成支援事業実施要綱第2及び第3のとおりとする。

第3 事業の実施等の手続き

事業の実施等の手続きについては、経営体育成支援事業実施要綱第3によるものとするほか、次のとおりとする。

1 支援計画の承認

事業実施主体は、経営体育成支援計画書を知事に申請し、その承認を受けるものとする。

2 提出時期

1の支援計画については、別に定める日までに提出するものとする。

3 支援計画の変更

事業実施主体は、支援計画について、次に定める重要な変更を行う場合は、支援計画の変更承認申請が必要となるものとする。

なお、(1)から(5)以外の変更承認申請を必要としない変更であっても、事業の実施状況、社会及び経済情勢の変化等を勘案し、適切に行うものとする。

(1) 成果目標の変更

(2) 事業の中止又は廃止

(3) 助成対象者の変更

(4) 施設等の設置場所の変更

(5) 助成対象者における事業費の30%を超える増減

4 市町長の指導等

市町長は、事業実施主体等から1及び3の提出があった場合は、内容を確認し、当該助成対象者等に対して必要な指導及び調整を行った上で知事に提出するものとする。

なお、市町長は3以外の変更承認申請を必要としない変更についても、これらを掌握し、適切に助言及び指導を行うよう努めるものとする。

5 事業の着工

事業の着工（機械等の発注を含む）は、原則として交付の決定に基づき行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない事情による場合は、その理由を明記した交付決定前着工届（様式第1号）を知事に提出するものとする。

この場合においては、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となっ
てから着工するものとする。また事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失費用
は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

第4 事業の実施期間

事業の実施期間については、経営体育成支援事業実施要綱第3の2によるものとし、
個々の事業については、単年度で完了すること。

第5 目標達成状況の報告等

目標達成状況の報告等の手続きについては、経営体育成支援事業実施要綱別記1、別
記3の第2によるものとするほか、次のとおりとする。

1 目標達成状況報告の提出

市町長は、経営体育成支援事業実施要綱に定める様式（経営体育成支援事業目標達
成状況報告書）より目標達成状況を知事に提出するものとする。

2 提出期間及び時期

1の成果目標の達成状況の報告は、支援計画の承認年度から目標年度の前年度まで
の間、毎年5月末日までに提出するものとする。

3 市町長の指導等

市町長は、支援計画に定められた当該年度における成果目標が達成されていないと
きその他必要と判断した場合等は、当該助成対象者に対して改善計画を提出させるな
ど適切な指導を行うものとする。

第6 事業の評価

事業の評価については、経営体育成支援事業実施要綱別記1、別記3の第3、別記
2の第2によるものとするほか、次のとおりとする。

1 事業評価の提出

市町長は、経営体育成支援事業実施要綱に定める様式（経営体育成支援事業目標達
成状況報告書）により事業評価を知事に提出するものとする。

2 提出時期

1の事業評価については、目標年度の翌年度の5月末日までに提出するものとする。

3 市町長の指導等

市町長は、助成対象者から1の点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成
果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該助成事業者に対し、改善計
画を提出させるなど必要な指導を行い、当該成果目標が達成されるまでの間、評価及
び改善状況の報告をするものとする。指導を行った結果、当該成果目標の達成の見込
みがないものと判断したときは、事業の中止等の措置を講じるものとする。

第7 推進指導等

1 市町長による指導推進等

- (1) 市町長は、本事業の効果的かつ適正な推進を図るため、農業団体等関係機関と密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるとともに、融資機関及び基金協会との連携を図り、助成対象者の経営発展に向けた取組みに対する推進指導に当たるものとする。
- (2) 市町長は、助成対象者が、事業の実施に関連して不正な行為をし、又はその疑いがある場合においては、助成対象者に対して当該不当な行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
- (3) 市町長は、(2)に該当する助成対象者が新たに事業の実施を要望する場合、助成対象者から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、助成対象者において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、事業の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業を行わないものとする。
- (4) 市町長は、事業の適正な推進が図られるよう、助成対象者に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、市町長は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう十分に指導監督するものとする。

2 効率的かつ適正な執行の確保

市町長は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されていることに鑑み、助成対象者に対し、本事業の趣旨及び履行すべき内容等について十分な周知を図るものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年度分の補助金から適用する。